

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための
「特定類型該当性に関する申告書」

学習院大学長 殿

年 月 日

所属

氏名（自著）

私は、本学が「役務通達※¹の1(3)サ①又は②（以下、「特定類型①又は特定類型②」という。）に該当する居住者」に対して「技術（研究の成果や情報等）の提供」を行う場合は、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項」に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、本学の法令遵守のため、私が特定類型①又は特定類型②に該当するか否かについて、下記のとおり申告※²いたします。

記

私は、

1. ☐ 以下の特定類型①に該当します。
2. ☐ 以下の特定類型②に該当します。
3. ☐ 以下の特定類型①及び特定類型②に該当します。
4. ☐ 以下のいずれにも該当しません。

付記：

裏面の「特定類型該当性確認のための
簡易チェック・フローチャート」も
ご活用下さい。

特定類型①：

外国法人等※³又は外国政府等※⁴と雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を結んでいる。但し、申告者又は本学が、外国法人等又は外国政府等との間で、「本学による申告者に対する指示（本学と申告者間の契約に基づく指揮命令又は善管注意義務※⁵）が、外国法人等若しくは外国政府等による申告者に対する指示よりも優先する」と合意している場合は除く。

特定類型②：

外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に申告者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう）を得ている者又は得ることを約している者。但し、研究費について、「大学の資金担当の管理の下、申告者個人の所得にならず、大学又は所属研究室の所得となる」場合は除く。

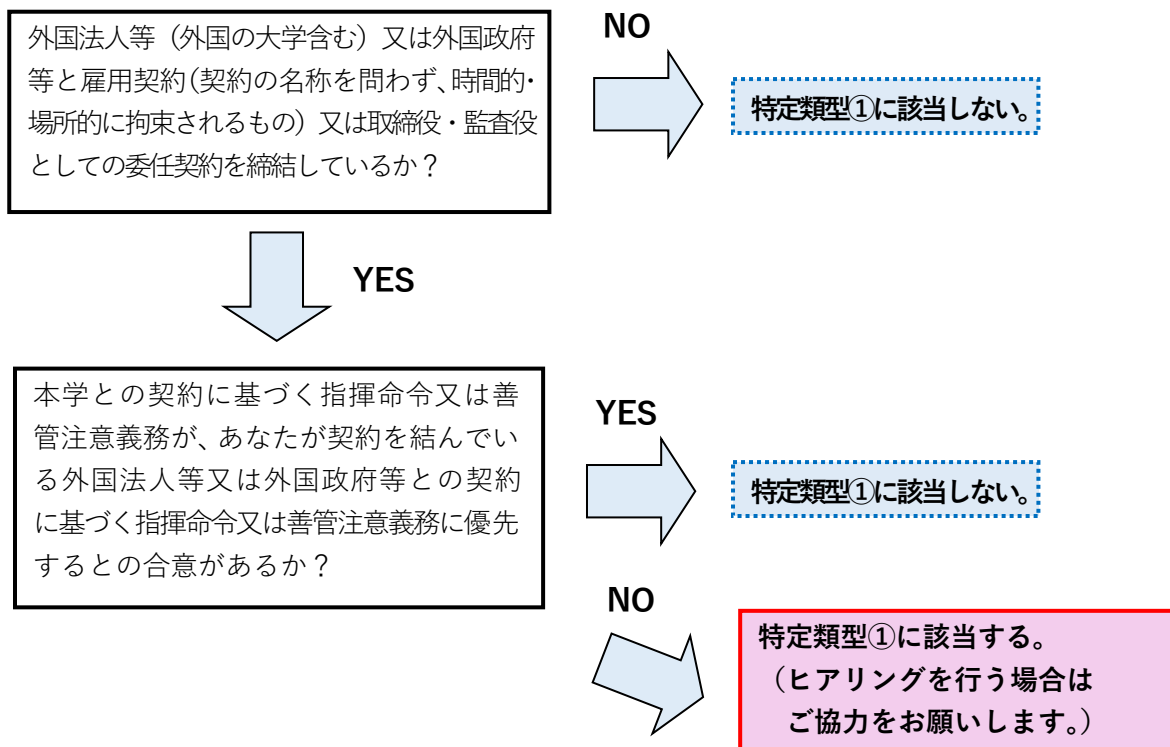
- ※¹ 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易局第492号）のこと。
- ※² 今後申告内容に変更があった場合には再度申告を行うこと。
- ※³ 外国法人等：外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体（外国大学を含む）。
但し、外国法人の子会社である本邦法人（外資系企業）は含まない。
- ※⁴ 外国政府等：外国の「政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行、政党その他の政治団体」。
- ※⁵ 善管注意義務：「善良な管理者の注意義務」の略で、受託者が事務等の管理を行う場合に、当該職業又は地位にある人として通常要求される程度の注意義務を払うこと。

以上

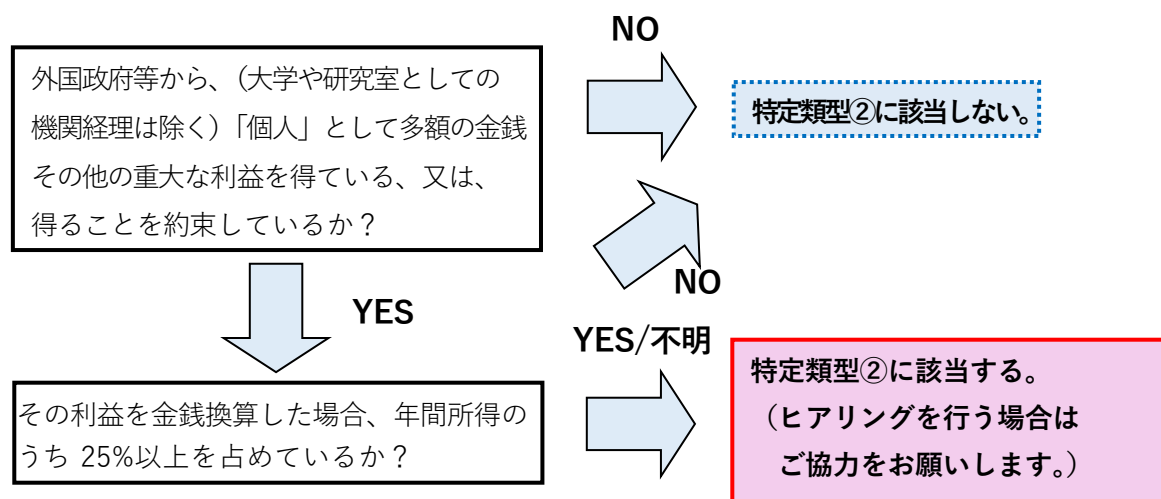
提出・問合せ先：
学長室研究支援センター
安全保障輸出管理担当者
e-mail：ken9-off@gakushuin.ac.jp

特定類型該当性確認のための簡易チェック・フローチャート

◆ 特定類型①について：



◆ 特定類型②について：



以上